

4 K おまかせパック利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

目次

第1条（総則）	2
第2条（サービスの内容等）	2
第3条（サービスの提供条件）	2
第4条（利用申込）	3
第5条（契約の単位）	3
第6条（契約の成立）	3
第7条（契約の満了等）	3
第8条（契約の解約又は解除）	3
第9条（料金の支払等）	4
第10条（物件の故障等）	5
第11条（免責）	5
第12条（禁止事項）	5
第13条（業務委託）	6
附 則	6
別 表	7

第1条（総則）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する放送サービスの加入者を対象に提供する「4K おまかせパック」（以下「本サービス」といいます。）において、当社と本サービス契約を締結する者（以下「契約者」といいます。）に対し、以下のとおり「4K おまかせパック利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 当社が本サービスに関して別途定める事項、表示、及び案内（以下「諸事項」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。

3 契約者は、本サービスの利用にあたり、本規約及び諸事項が適用されることを確認するものとします。なお、本規約の定めと諸事項の定めが抵触する場合は、本規約に定める内容が優先して適用されることを確認するものとします。

4 契約者は、本規約及び諸事項のほか、定めのない事項については、「長崎ケーブルメディア 総合契約約款」、放送サービスに関する利用規約（以下「約款等」といいます。）が適用されることを確認するものとします。なお、本規約及び諸事項の定めと約款等の定めと齟齬が生じた場合、本規約及び諸事項に定める内容が優先して適用されることを確認するものとします。

5 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

第2条（サービスの内容等）

本サービスは、当社が指定する4K 液晶ディスプレイ（リモートコントローラを含みます。以下「物件」といいます。）を契約者に貸与するサービスです。

2 本サービスは、当社が提供する放送サービスの「4K ミニプラン」、「4K スタンダードプラン」、「4K マックスプラン」に附帯するサービスとして提供します。

3 当社は、状況により、本サービスの内容を変更又は終了する場合があります。

第3条（サービスの提供条件）

当社は、次の各号に規定する条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを提供します。

（1）当社が提供する放送サービスの「4K ミニプラン」、「4K スタンダードプラン」、「4K マックスプラン」を利用かつ料金を支払いただくこと。

（2）本サービスとその他当社が提供するサービスの料金を同一の登録口座又はクレジットカードにより支払いただくこと。

（3）当社が提供するサービスに加入中で、1年以上継続して利用かつ登録口座又はクレジットカードにより料金を支払いただいていること。

（4）本サービスを当社に届出た住所で利用いただくこと。

（5）その他、本規約及び諸事項に定める条件を満たしていること。

第4条（利用申込）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約及び諸事項に定める条件に同意の上、当社所定の手続に従って利用申込を行うものとします。

2 当社は、前項の規定に従って提出した当社所定の書類の記載事項に不備（名義、捺印、識別のための番号及び符合情報等の相違、記入漏れ等をいいます。）があった場合、当該事項の変更を契約者へ要求するものとし、契約者はこれに応じるものとします。

第5条（契約の単位）

当社は、物件ごとに1の契約を締結します。

第6条（契約の成立）

本サービス契約は、申込者が第4条（利用申込）第1項に規定する利用申込を行った日をもって成立します。（以下「契約成立日」といいます。）

第7条（契約の満了等）

本サービス契約は、当社が物件を設置した日の属する月の翌月から起算して、60ヶ月目の末日をもって満了となります。（以下「契約満了日」といいます。）

2 契約者は、契約満了日の30日前までに次の各号について当社へ申出するものとします。

（1）本サービス契約の満了による物件の買い取り又は当社での引き取り

（2）本サービス契約の更改（新物件での本サービス利用申込）又は満了による終了

ただし、第2号に規定する物件の引き取りについては、契約者が本サービスを利用かつ当社へ届出た住所に限り行うものとします。

3 当社は、契約満了日の30日前までに前項の申出がなかった場合、又は当社での物件の引き取りが契約者の都合により契約満了日から30日を経過しても行うことができなかった場合、契約者へ物件を買い取りいただきます。

4 当社は、前2項の規定に基づき契約者が物件を買い取りした場合、理由の如何を問わず返品等には応じません。また、当社が物件を引き取りした場合、理由の如何を問わず返送等には応じません。

第8条（契約の解約又は解除）

契約者は、契約成立日以降に本サービス契約を解約しようとするときは、当社所定の方法にてその旨を通知するものとします。

2 契約者は、本サービス契約が解約となった場合、理由の如何を問わず当該月から起算して、契約満了日の属する月までに相当する利用料金その他債務について当社に支払うもの

とします。また、当社が物件を設置した日の属する月の末日までに本サービス契約が解約となった場合、当該契約者は、当社が認める場合を除き、第9条（料金の支払等）第2項に規定する期間に相当する本サービスの利用料金その他の債務について当社に支払うものとし

3 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス契約を解除するものとし、当該契約者に対して前項の規定を適用します。

(1) 本規約及び諸事項に定める条件を満たさなくなった場合

(2) 本規約及び諸事項並びに約款等に違反する行為があった場合

(3) 本サービスを含む当社が提供するサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）

(4) 本サービスの申込内容に虚偽があった場合

(5) 第4条（利用申込）第2項の要求に応じなかった場合

4 契約者は、前各項の規定により本サービス契約が解約又は解除となった場合、当社が認める場合を除き、速やかに物件の買い取り又は当社での引き取りいずれかを選択し、申出するものとし。ただし、物件の引き取りについては、契約者が本サービスを利用かつ当社へ届出た住所に限り行うものとし。

5 当社は、本サービス契約が解約又は解除となった時点で前項の申出がなかった場合、又は当社での物件の引き取りが契約者の都合により本サービス契約が解約又は解除となった時点から30日を経過しても行うことができなかった場合、契約者へ物件を買い取りいただきます。

6 当社は、前2項の規定に基づき契約者が物件を買い取りした場合、理由の如何を問わず返品等には応じません。また、当社が物件を引き取りした場合、理由の如何を問わず返送等には応じません。

第9条（料金の支払等）

契約者は、当社が別表に規定する本サービスの利用料金、物件の設置費用等を当社指定日に当社に支払うものとし。

2 契約者は、当社が物件を設置した日の属する月の翌月から起算して、契約満了日の属する月までの期間について、本サービスの利用料金を当社指定日に当社に支払うものとし。

3 契約者は、本サービス契約の満了、解約又は解除に伴い、物件を買い取りする場合は、別表に規定する物件の買取費用を当社指定日に当社に支払うものとし。また、当社が物件を引き取りする場合は、別表に規定する物件の処分費用を当社指定日に当社に支払うものとし。なお、第7条（契約の満了等）第2項第2号に規定する本サービス契約の更改に伴う物件の引き取りについてはこの限りではありません。

4 契約者は、本サービス契約が満了、解約又は解除となった場合でも、故意又は過失を問

わず、満了、解約又は解除前に生じた契約者の支払及び補償に関する責任及び義務は失効しないものとします。

第10条（物件の故障等）

契約者は、本規約及び諸事項の各条項及び使用上の注意事項を厳守し、善良な管理者の注意をもって物件を維持管理するものとします。

2 契約者は、契約満了日までに物件に故障、破損等が生じた場合、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

3 物件の修理保証（以下「メーカー保証」といいます。）は、当社が物件を設置した日から60ヶ月間を適用期間とします。ただし、適用期間内であっても、本サービス契約が解約又は解除となった時点で、メーカー保証は終了します。

4 当社は、契約者より第2項の申出があった場合、メーカー保証に基づき当社が指定する者へ修理を依頼します。ただし、契約者は、メーカー保証の適用期間内であっても、故意、過失により物件を故障、破損等した場合は、係る費用等について当社に支払うものとします。

5 契約者は、物件を故障、破損、紛失、滅失、盗難等により修理不能とした場合、本サービス契約の解約又は解除により当該月から起算して、契約満了日の属する月までに相当する利用料金その他債務について当社に支払うものとします。

6 当社は、本サービス契約が満了、解約又は解除となった場合、物件について何ら担保責任を負わないものとし、当該物件の故障、瑕疵その他の不具合について、故障修理、損害賠償その他の一切の責任を負わないものとします。

第11条（免責）

当社は、次の各号のほか、契約者の故意又は過失により生じた損害に対して、いかなる責任も負わないものとします。

（1）天災、地変、火災、事故等やむを得ない事由により物件が故障、破損又は滅失等した場合

（2）異常電圧等の外部的要因その他不可抗力により物件が故障、破損又は滅失等した場合

（3）その他、当社の責に帰することのできない事由

第12条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に規定する行為を行ってはならないものとします。

（1）当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

（2）物件を譲渡、転売、解析、改造、改変、損壊、破棄、その他不正に使用する行為

(3) 本サービスにより利用し得た情報の修正、翻案、変更、改ざん、切除、翻訳、その他の改変行為

(4) 刑法上の犯罪行為、民事上の不法行為、その他適用される国内法・国際法・国際条約等に違反する行為、又は公序良俗に反する行為

(5) 本サービスの運営を妨害する行為、又は営業行為

(6) 本サービスに接続しているネットワークを妨害又は混乱させる行為

(7) ネットワーク上の規定、方針、手順に違反する行為

(8) 他の契約者による本サービスの利用及び享受を妨害する行為

(9) 当社又は第三者の名誉、人格若しくは信用等を毀損する行為、又は不利益を与える行為

(10) 本規約及び諸事項並びに約款等に違反する行為

(11) その他当社が、不適切・不相当と判断する行為

第13条 (業務委託)

当社は、本サービスに係わる業務の全部又は一部を第三者へ委託する場合があります。

附 則

(実施期日)

本規約は、2020年12月1日より実施します。

本規約は、2021年11月1日より改訂の上、実施します。

別 表

1 利用料金

機種名	月額利用料金
B Z 3 5 F 4 3 型	1,800 円 (税込 1,980 円)
B Z 3 5 F 4 9 型	2,100 円 (税込 2,310 円)
B Z 4 0 H 5 5 型	2,600 円 (税込 2,860 円)
B Z 4 0 H 6 5 型	3,300 円 (税込 3,630 円)

2 設置費用

項 目	料 金
4 K 液晶ディスプレイ標準設置費用 (配送費込み)	10,000 円 (税込 11,000 円)

3 買取費用

項 目	料 金
4 K 液晶ディスプレイ買取費用	3,000 円 (税込 3,300 円)

4 処分費用

項 目	料 金
4 K 液晶ディスプレイ処分費用	10,000 円 (税込 11,000 円)

※表記税込金額は消費税 10%込みの金額です。消費税率の改正があった場合は改正後の税率によります。また、前納されている場合には消費税額の差額を請求することがあります。